

遠野市監査委員告示第1号

平成26年1月7日

平成25年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書の内容に対する今後の措置方針について、平成25年12月27日付け遠財第111号で回答がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

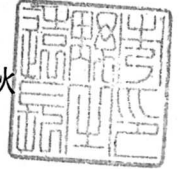
遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 荒川 栄悦

遠野市監査委員 様

遠野市長 本 田 敏 秋



平成 25 年度公の施設の係る指定管理者監査結果に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 指摘事項

(1) 監査内容及び担当課

公の施設に係る指定管理者監査（上郷町農産物直売組合、小友町農産物直売組合）
…農業振興課

(2) 指摘事項 指定管理者仕様書に規定する業務の一部に履行されていない業務（上郷＝火気取締責任者の設置及び消防訓練の実施、小友＝消防訓練の実施）が見受けられることから改善されたい。

2. 監査結果に基づき講じた措置

上郷町農産物直売組合及び小友町農産物直売組合ともに、担当課である農業振興課から指定管理者に対する業務内容の徹底及び確認が不足していたことが一因であり、改めて指定管理者と協定内容の確認を行い、業務の確実な履行について指導した。

また、今後についても、各組合から提出される業務計画書に基づき、定期的に履行状況を確認し、業務の確実な履行を徹底する。

(1) 上郷町農産物直売組合

火気取締責任者は、本年度県内に受講可能な講習が無いため、26 年度早々に所定の講習を受講させた上で指定する。

消防訓練は今年度 1 月と 3 月に実施予定であることを確認した。来年度以降も含め業務計画書に基づく実施状況を定期的に確認していく。

(2) 小友町農産物直売組合

消防訓練は今年度 1 月と 3 月に実施予定であることを確認した。来年度以降も含め業務計画書に基づく実施状況を定期的に確認していく。